

兵庫県公報

平成20年10月7日 火曜日 第2020号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
同 上（同）	3
県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
市営土地改良事業の計画変更同意（同）	4
保安林の指定（豊かな森づくり課）	4
保安林の指定予定（同）	4
同 上（同）	5
漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	5
平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域） の一部改正（同）	6
昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）の一部改 正（同）	6
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	6
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
同 上（同）	10
同 上（同）	10
同 上（同）	11
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	11
道路の区域の変更（同）	12
同 上（同）	12
中播都市計画道路事業の認可（街路課）	12
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	13
景観影響評価準備書の縦覧等（同）	13
道路の指定（建築指導課）	13
道路の位置指定（同）	14
公 告	
薬事法に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	14
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	16
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	16
病院局公告	
入札公告（県立西宮病院）	17
同 上（県立姫路循環器病センター）	22
選挙管理委員会告示	
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	27
公安委員会告示	
地域交通安全活動推進委員の委嘱等	27

告 示

兵庫県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市神影土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡崎 忠夫	神戸市北区淡河町神影194番地の2
同	奥川 洪観	同 市同区淡河町神影100番地
同	石野 辰雄	同 市同区淡河町神影155番地
同	富永 克己	同 市同区淡河町神影173番地の2
同	飯尾 敏幸	同 市同区淡河町神影229番地
同	漆原 明美	同 市同区淡河町神影915番地
同	岩野 憲夫	同 市同区淡河町神影906番地
監事	北上 和夫	同 市同区淡河町神影8854番地の1
同	細瀬 肇	同 市同区淡河町神影261番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	飯尾 敏幸	神戸市北区淡河町神影229番地
同	赤松 幸和	同 市同区淡河町神影211番地
同	石野 吉信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩野 弘明	同 市同区淡河町神影703番地の1
同	漆原 明美	同 市同区淡河町神影915番地
同	岡崎 貴美代	同 市同区淡河町神影142番地の1
同	富永 幾夫	同 市同区淡河町神影174番地
監事	岡崎 忠夫	同 市同区淡河町神影194番地の2
同	奥川 洪観	同 市同区淡河町神影100番地

2 春日町多田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	荻野 完治	丹波市春日町多田1818番地
同	近藤 登	同 市春日町多田143番地
同	足立 定市	同 市春日町多田1504番地
同	荻野 良明	同 市春日町多田1858番地
同	井上 太郎	同 市春日町多田1895番地
同	足立 吟次	同 市春日町多田1578番地
同	船越 藤三	同 市春日町多田1480番地
監事	船越 曉	同 市春日町多田1882番地
同	船越 政明	同 市春日町多田1453番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上 太郎	丹波市春日町多田1895番地
同	船越 藤三	同 市春日町多田1480番地
同	足立 岩雄	同 市春日町多田1504番地
同	荻野 一夫	同 市春日町多田1595番地
同	荻野 新次	同 市春日町多田1579番地1
同	荻野 富男	同 市春日町多田1643番地
同	多田 行雄	同 市春日町多田177番地1
監事	船越 政明	同 市春日町多田1453番地
同	船越 曉	同 市春日町多田1882番地

兵庫県告示第1010号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年9月22日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	阿万本庄地区	平成20年10月7日から 同月27日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第1011号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年9月26日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業(大規模)	高木地区	平成20年10月7日から 同月27日まで	三木市役所

兵庫県告示第1012号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年9月24日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
中山間地域総合整備事業(広域連携型)	トゥゲザー奥播磨地区	平成20年10月7日から 同月27日まで	神河町役場

兵庫県告示第1013号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
丹波市	農村振興総合整備統合補助事業 (村づくり基盤型) (農村基盤整備)	春日地区	平成20年9月17日

兵庫県告示第1014号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町湯字状龍山1671の2、1671の3(次の図に示す部分に限る。)、1671の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字状龍山1671の3、1671の5(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1015号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町千原字フカイゴ1220、1221、1221の3、1222、1222の1から1222の3まで、1223、1223の1から1223の4まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1016号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

淡路市尾崎字八幡原4159の1、字住居谷4159の3、4161の1、4233の1、4236、4237の1、4237の2、4255、4257、4261、4262の2、4264の2、字大谷4234、4235、4238から4240まで、4240の1、4241、4241の1、4254、4256の1から4256の3まで、4258から4260まで、4262の2の1、4263、4264の1、4264の3、4264の4、4265、4265の1、4265の2、4266、4281の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1017号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号の規定による加入区(区域及び区分)を次のように定める。

なお、平成16年兵庫県告示第920号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中丸山区域(丸山漁業協同組合の地区)及び平成17年兵庫県告示第954号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中阿那賀区域(阿那賀漁業協同組合の地区)の項を削る。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分
丸山区域 (南あわじ漁業協同組合の地区のうち阿那賀志知川、阿那賀西路、阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島)の区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 網漁具を定置して営む漁業

阿那賀区域 (南あわじ漁業協同組合の地区のうち丸山区域を除く区域)	1 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業及び網漁具を定置して営む漁業

兵庫県告示第1018号

平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)の一部を次のように改正する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第1号に掲げる漁業及び法第125条の2に規定する養殖業中

「丸山加入区 丸山漁業協同組合の区域
阿那賀加入区 阿那賀漁業協同組合の区域」

を

「南あわじ加入区 南あわじ漁業協同組合の区域」
に改める。

兵庫県告示第1019号

昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部を次のように改正する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中

「塩屋加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区塩屋町の区域
東垂水加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区平磯及び川原1丁目の区域」

を

「塩屋、東垂水加入区 神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区塩屋町、平磯及び川原1丁目の区域」
に、

「丸山加入区 丸山漁業協同組合の区域
阿那賀加入区 阿那賀漁業協同組合の区域」

を

「南あわじ加入区 南あわじ漁業協同組合の区域」
に改める。

兵庫県告示第1020号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 柴 田 敏 夫

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 3)		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
能 力	基板材料300g / 日		基板材料100g / 日		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11.1~12.1	12.1	2~3	2	12~14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	10	10以下	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	12,000以下	12,000	120以下	120	120以下	120
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	150以下	150	100以下	100	100以下	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	1,000以下	1,000	30以下	30		
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.5以下	0.5	1以下	1		
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (単位 mg/L)	10以下	10	1以下	1	1以下	1
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)			5以下	5		
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.002	0	0.002	0	0.001

65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 4)	63号水 廃ガス洗淨施設 (No. 1)		63号水 廃ガス洗淨施設 (No. 2)		63号水 廃ガス洗淨施設 (No. 3)			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
切削チップ500g/日			30m ³ /分		150m ³ /分		10m ³ /分	
同左			同左		同左		同左	
同左			同左		同左		同左	
同左			同左		同左		同左	
同左			同左		同左		同左	
同左			同左		同左		同左	
通常			通常	最大	通常	最大	通常	最大
2~3	2	8	6~8	8	7~9	9	6~8	8
10以下	10	10	10以下	10	10以下	10	10以下	10
120以下	120	120	120以下	120	120以下	120	120以下	120
100以下	100	100	100以下	100	100以下	100	100以下	100
		30	30以下	30	30以下	30		
1以下	1	1	1以下	1	1以下	1	1以下	1
					10以下	10		
0.01	0.01	0.15	0	0.15	0	1.5	0	0.03

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月7日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課

兵庫県告示第1021号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 生瀬門戸荘線	宝塚市月見山2丁目779番2から 同 市月見山2丁目781番2まで	旧	4.0から 24.0まで	114.0	
		新	6.0から 34.0まで	114.0	

兵庫県告示第1022号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加古川高砂線	加古川市加古川町寺家町字東長は糸34番 2から 同 市加古川町粟津字西代771番1まで	旧	8.0から 20.0まで	637.0	
		新	22.0から 58.0まで	637.0	

兵庫県告示第1023号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町須加院字北保喜14番6から 同市豊富町豊富字中川原2222番13まで	旧	8.0から 37.0まで	245.0	
		新	8.0から 37.0まで	245.0	

兵庫県告示第1024号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	美方郡香美町小代区秋岡929番から 同郡同町小代区秋岡930番2まで	旧	3.0から 6.0まで	72.0	
		新	3.0から 7.0まで	72.0	

兵庫県告示第1025号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月7日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、阪神北県民局県土整備部三田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田篠山線	三田市小野字佃1508番1から 同市小野字坂尾田1570番1まで	旧	5.0から 12.0まで 11.0から 48.0まで	563.0 659.0	
		新	11.0から 48.0まで	659.0	

兵庫県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 神戸加東線	加東市大畑字林ノ下412番1から 小野市池田町字池ノ内631番1まで	旧	4.0から 28.0まで	1,121.0	予定地
		新	4.0から 28.0まで 9.0から 45.0まで	1,121.0 1,161.0	

兵庫県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年10月7日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	洲本市塩屋2丁目118番1から 同 市塩屋1丁目63番1まで	旧	12.0から 30.0まで	174.0	予定地
		新	12.0から 30.0まで 13.0から 34.0まで	174.0 214.0	

兵庫県告示第1028号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3.3.506号 内々環状東線
- 3 事業施行期間
平成20年10月7日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県姫路市東駅前町地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第1029号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者
商号又は名称 有限会社ケミテックホーム
代表者氏名 川端裕司
事務所所在地 西宮市戸崎町6番15-202号
免許番号 兵庫県知事(3)第203018号
免許年月日 平成16年5月9日
- 2 処分の内容
免許の取消し

兵庫県告示第1030号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社篠山自動車教習所
代表者の氏名 小河二郎
住所 篠山市池上569
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 篠山自動車教習所寮
所在地 篠山市池上566番1、566番4
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び丹波県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成20年10月7日から同月20日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成20年10月7日から同月20日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第1031号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成20年10月7日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20西播予定 0003号	20.9.22	赤穂市鷗和字天神10番8の一部、44番1の一部、45番1の一部、45番2、45番3、46番1の一部、46番2、46番4、47番1の一部、49番1の一部、49番2、50番1、50番2、50番5、50番6	9.25	63.00

兵庫県告示第1032号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年10月7日から北播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
 平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20北播位置 0002号	20.9.22	小野市大島町1650番1	4.00	15.52

公 告

薬事法に基づく登録販売者試験の実施

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成20年度第2回登録販売者試験を次のとおり実施する。
 平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成21年2月1日(日) 午前10時から午後3時まで	神戸市西区学園西町8丁目2-1 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス
	姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

受験者数が少数の場合、試験会場は兵庫県立大学神戸学園都市キャンパスのみとする。

2 試験科目(筆記試験)

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 受験資格及び提出書類

受験資格	提出書類

1	(1) 旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書又は卒業証書の写し(原本を持参すること。) ウ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
2	上記1以外の者で、旧中等学校令に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し(原本を持参すること。) ウ 実務経験(見込)証明書 エ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
3	4年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 実務経験(見込)証明書 ウ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
4	次の(1)又は(2)に該当する者のうち、上記1から3に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者 (1) 外国薬学校卒業者等 (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	左記の受験資格及び提出書類については、兵庫県健康福祉部健康局薬務課に問い合わせること。

提出書類欄に掲げる卒業証明書又は卒業証書の写し及び実務経験(見込)証明書については、兵庫県が実施した平成20年度第1回登録販売者試験受験票をもって代えることができる。

4 受験手続

(1) 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課、薬務・生活衛生課を置く健康福祉事務所、神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所(以下これらを「受付機関」という。)及びインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成20年10月15日(水)から配布する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw15/hw15_000000064.html

(2) 受付期間

平成20年11月6日(木)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出先

ア 住所地又は実務に従事した薬局等の所在地の受付機関

イ 住所地及び実務に従事した薬局等の所在地が県外の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成21年3月10日(火)午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

また、インターネットの兵庫県ホームページでも掲載する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw15/hw15_000000064.html

6 試験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話(078)341-7711(内線 3307、3308、3316)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町上野添三丁目1442番1の一部、1442番2の一部、1482番の一部、1485番から1488番まで、1500番の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市百合丘30番地の2

三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年8月1日

兵庫県指令東播(建)第1-24-2号(19播磨)

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町東保字東川317番2

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区垣内本町345番地の4

株式会社丸尾建築 代表取締役 丸尾正和

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年6月10日

兵庫県指令西播(建)第1-2号(20太子)

3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊岡市日高町祢布字梅ノ尾847番1、847番3、848番1、855番1、857番から861番まで、862番1、870番、871番1、871番4

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

京都府京丹後市峰山町赤坂555番地

株式会社マツムラ 代表取締役 松村昌吉

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年2月7日

兵庫県指令但馬(建1)第1-3号(19豊岡)

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) マックスバリュ野口店
所在地 加古川市野口町坂元字谷田118 - 3 ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
騒音の予測結果は、等価騒音レベルでは定常騒音・変動騒音・衝撃騒音ともに昼夜とも環境基準値以下となっているが、夜間に発生する騒音レベルの最大値では来客による自動車走行音が一部で規制基準を超過している。規制基準を超過する地点は道路や駐車場に面しており、住環境への影響は軽微であると考えられるが、周辺住民の生活環境保全に十分配慮するとともに、苦情が発生した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年10月7日から1月間

病院局公告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札(事後審査型)に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月7日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立西宮病院長 藤本高義

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
手術室分娩室無停電電源装置等取替改修工事
 - (2) 工事場所
西宮市六湛寺町13番9号
 - (3) 工事概要
工種 電気工事
大型無停電電源装置設置
小型無停電電源装置撤去(9台)
直流電源装置蓄電池取替
 - (4) 施工期間
着工の日から平成21年3月31日まで
 - (5) 最低制限価格
有
 - (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
 - (7) 入札方式
制限付き一般競争入札(事後審査型)
 - (8) 契約締結予定日
平成20年11月中旬予定
 - (9) 支払条件
ア 前払金 有
イ 部分払 無
- 2 応募方法
単独企業による。
- 3 入札参加資格
財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- オ 兵庫県阪神南県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であること。
- カ 平成20年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてA等級に格付けされていること。
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- ケ 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を申込書等の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- (7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- (4) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成20年10月7日（火）から同年11月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）
- (2) 閲覧場所
〒662-0918 西宮市六湛寺町13番9号
県立西宮病院総務部経理課
電話（0798）34-5151
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間
平成20年10月7日（火）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。10月17日（金）は午後4時まで。）
- (2) 交付場所
上記4(2)に同じ。
- (3) 交付方法
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続
本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより持参で提出すること。

- (1) 提出期間
平成20年10月7日(火)から同月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)
 - (2) 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (3) 提出部数
1部
 - (4) 提出資料等
ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)
イ 設計図書貸与申込書(様式9号)
 - (5) その他
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
ウ 提出された申込書等は、返却しない。
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。
- 7 設計図書に対する質問
- (1) 設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。
ア 提出期間
平成20年10月8日(水)から同月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)
イ 提出場所
上記4(2)に同じ。
 - (2) 回答書の閲覧
ア 閲覧期間
平成20年10月30日(木)から同年11月6日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後0時45分までを除く。)
イ 閲覧場所
上記4(2)に同じ。
- 8 入札手続等
- (1) 入札及び開札の日時
平成20年11月7日(金) 午前10時から
 - (2) 入札及び開札の場所
西宮市六湛寺町13番9号
県立西宮病院 2号棟2階 大会議室
 - (3) 入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。
 - (4) 入札保証金
入札保証金は、免除する。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。
ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

- 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。
- キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。
- コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。
- サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
- (4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 無効とする入札
- ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (7) 入札に際しての注意事項
- ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことができ、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
- なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。
- ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。
- エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
- なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。
- (7) 持参による場合
工事名及び入札参加者名を記載して、「工事費内訳書在中」と朱書した封筒に封入する。
- (4) 郵送による場合
配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。
- オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
- なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。
- キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。
- ケ 入札を希望しない者には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出
- (1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を含め、定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、県立西宮病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

- (4) 兵庫県（県立西宮病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 志田 力

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県立姫路循環器病センター本館屋上防水改修工事
- (2) 工事場所
姫路市西庄甲520
- (3) 工事概要
工種 建築一式工事
屋上防水の更新
- (4) 施工期間
着工の日から120日間
- (5) 最低制限価格
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格
無
- (7) 入札方式
制限付き一般競争入札（事後審査型）
- (8) 契約締結予定日
平成20年11月中旬予定
- (9) 支払条件
- | | |
|----------------------|---|
| ア 年割支払 | 無 |
| イ 前払金 | 有 |
| ウ 中間前金払 | 有 |
| エ 部分払 | 有 |
| オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

- ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。
- オ 兵庫県中播磨県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事においてC5からA95等級に格付けされていること。
- カ 平成5年度以降に、元請け（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として、病院における大規模改修工事（総工費5,000万円以上）の施工実績があること。
- キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
- (ア) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 小野設計
- (イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- コ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を申込書等の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- (ア) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- (イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
- なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
平成20年10月7日（火）から同年11月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）。
- (2) 閲覧場所
〒670-0981 姫路市西庄甲520
県立姫路循環器病センター総務部経理課
電話（079）293-3131
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間
平成20年10月7日（火）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。10月17日（金）は午後4時まで。）。
- (2) 交付場所
上記4(2)に同じ。
- (3) 交付方法
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。
- なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

平成20年10月7日（火）から同月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成20年10月8日（水）から同月23日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）。

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成20年10月28日（火）から同年11月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）。

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成20年11月5日（水） 午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

姫路市西庄甲520

県立姫路循環器病センター 新館5階中会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことができ、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。

ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出方法は、以下によること。

(7) 持参による場合

工事名及び入札参加者名を記載して、「工事費内訳書在中」と朱書した封筒に封入する。

(4) 郵送による場合

配達記録が残る書留郵便等によるものとし、持参による場合と同様に工事費内訳書を封入した封筒をさらに郵送用の外封筒に封入し、外封筒には入札参加者名及び入札公告に示す提出先の部局・課室名を明示する。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記8(1)の日時に、上記8(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格

の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

(7) 同種又は類似の工事の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式5号に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事3件以内とし、平成5年度以降に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、県立姫路循環器病センターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（県立姫路循環器病センター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年10月7日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 病院及び介護老人保健施設の表加東市の項中

「

医療法人尚生会 加茂病院	同 市北野713
--------------	----------

を

「

医療法人 尚生会 加茂病院	同 市北野713
介護老人保健施設 サンスマイル北野	同 市北野55 - 1

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第289号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成20年8月8日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成20年10月7日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

1 委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
岡山久仁夫	明石警察署(078)922-0110	明石警察署の管轄区域

2 委嘱を解いた者

氏名	活動区域
須和憲和	明石警察署の管轄区域